

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和元年 11 月 28 日提出

提出者	葉山町議会議員	待 寺 真 司	印
賛成者	葉山町議会議員	笠 原 俊 一	印
	同 上	金 崎 ひ さ	印
	同 上	鈴 木 道 子	印
	同 上	近 藤 昇 一	印
	同 上	石 岡 実 成	印
	同 上	中 村 和 雄	印
	同 上	窪 田 美 樹	印
	同 上	荒 井 直 彦	印
	同 上	飯 山 直 樹	印
	同 上	土 佐 洋 子	印

提案理由

令和元年 8 月 7 日に行われた人事院勧告に伴う町の改正の動向を勘案し、議員の期末手当の支給率を改めるため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年葉山町条例第200号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

条例の概要

題名

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

令和元年 8 月 7 日に行われた人事院勧告に伴う町の改正の動向を勘案し、議員の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行		第 1 条による改正 (令和元年 12 月 1 日適用)		第 2 条による改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
6 月期	2.225 月	⇒	2.225 月	⇒	2.25 月
12 月期	2.225 月		2.275 月		2.25 月
年間計	4.45 月		4.5 月		4.5 月

3 施行期日等

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、令和元年 12 月期に支給する期末手当に係る改正規定は令和元年 12 月 1 日から適用することとした。

【第1条】葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (R1.12.1適用)

改正後	改正前
<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月6日条例第200号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月6日条例第200号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

【第2条】 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (R2.4.1 施行)

改正後	改正前
<p data-bbox="208 424 1120 496">○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和 31 年 10 月 6 日条例第 200 号</p> <p data-bbox="181 547 539 576">(期末手当の額及び支給方法)</p> <p data-bbox="147 587 331 616">第 6 条 (略)</p> <p data-bbox="152 628 1120 863">2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p data-bbox="1205 424 2116 496">○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和 31 年 10 月 6 日条例第 200 号</p> <p data-bbox="1178 547 1536 576">(期末手当の額及び支給方法)</p> <p data-bbox="1144 587 1328 616">第 6 条 (略)</p> <p data-bbox="1149 628 2116 863">2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 227.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>